

掛川市告示第95号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定に基づき、市道の路線を次のように変更する。その関係図面は、平成29年6月29日から2週間掛川市役所において一般の縦覧に供する。

平成29年6月29日

掛川市長 松井三郎

市道変更路線表

NO	路線名	起 点		終 点		重要な経過地
		旧	新	旧	新	
1	領家南線	旧	領家字宮前164-1	旧	領家字宮前179	
		新	領家字宮前164-4	新	領家字通長217	
2	花ノ脇下ノ段線	旧	高田字花ノ脇1244-5	旧	吉岡字下ノ段1914-4	
		新	高田字溝ノ口原1243-1	新	高田字大塚越1287-2	